資料2－2

（認可保育所及び認定こども園等）

# 旭川市保育料一覧表

（平成２８年６月２４日現在）

～保育料の算定方法について～

■　保育料は，市町村民税の課税状況で決定し，算定に用いる課税年度は毎年９月に更新します。

＜平成２８年度＞

【４月】　　【９月】　　【平成29年8月】

| 平成２７年度市町村民税に基づく保育料 | 平成２８年度市町村民税に基づく保育料 |
|---|---|

※平成27年度市町村民税：平成26年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※平成28年度市町村民税：平成27年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

## ●２号認定，３号認定を受けた子ども

| 世帯の階層区分 | | | 保育料（月額：円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ３歳未満 | | ３歳以上 | |
| | | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| Ａ | 生活保護世帯等 | | 0（0） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| Ｂ | Ａ階層を除き，市町村民税が非課税の世帯 | | 2,700（670） | 2,700（670） | 1,800（450） | 1,800（450） |
| Ｃ１ | Ａ階層及びＢ階層を除き，市町村民税の所得割額【※１】が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満(均等割のみを含む) | 7,800（1,950） | 7,700（1,920） | 6,600（1,650） | 6,500（1,620） |
| Ｃ２ | | 48,600円以上53,000円未満 | 11,000（2,750） | 10,800（2,700） | 9,500（2,370） | 9,300（2,320） |
| Ｃ３－① | | 53,000円以上57,700円未満 | 14,800（3,700） | 14,500（3,620） | 13,000（3,250） | 12,800（3,200） |
| Ｃ３－② | | 57,700円以上69,000円未満 | | | | |
| Ｃ４－① | | 69,000円以上77,101円未満 | 19,100（4,770） | 18,800（4,700） | 17,000（4,250） | 16,700（4,170） |
| Ｃ４－② | | 77,101円以上87,000円未満 | | | | |
| Ｃ５ | | 87,000円以上105,000円未満 | 24,000（6,000） | 23,600（5,900） | 21,600（5,400） | 21,200（5,300） |
| Ｃ６ | | 105,000円以上123,000円未満 | 30,200（7,550） | 29,700（7,420） | 27,500（6,870） | 27,000（6,750） |
| Ｃ７ | | 123,000円以上140,000円未満 | 33,400（8,350） | 32,800（8,200） | 30,700（7,670） | 30,200（7,550） |
| Ｃ８ | | 140,000円以上163,000円未満 | 36,700（9,170） | 36,100（9,020） | 34,000（8,500） | 33,400（8,350） |
| Ｃ９ | | 163,000円以上193,500円未満 | 40,000（10,000） | 39,300（9,820） | 37,300（9,320） | 36,700（9,170） |
| Ｃ１０ | | 193,500円以上254,000円未満 | 47,400（11,850） | 46,600（11,650） | 38,500（9,620） | 37,800（9,450） |
| Ｃ１１ | | 254,000円以上360,000円未満 | 54,900（13,720） | 54,000（13,500） | 39,600（9,900） | 38,900（9,720） |
| Ｃ１２ | | 360,000円以上415,000円未満 | 63,400（15,850） | 62,300（15,570） | 40,800（10,200） | 40,100（10,020） |
| Ｃ１３ | | 415,000円以上 | 72,000（18,000） | 70,800（17,700） | 42,100（10,520） | 41,400（10,350） |

＜備考＞

１　多子軽減

（１）Ｂ階層からＣ３－①階層の場合

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は表の（　）内の額，第３子目の子どもの保育料は０円となります。

（２）Ｃ３－②階層からＣ１３階層の場合

保護者と同一世帯に小学校就学前の認可保育所等【※３】を利用している子どもが２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は表の（　）内の額，第３子目の子どもの保育料は０円となります。

２　ひとり親世帯等への軽減

ひとり親世帯等【※４】であってＢ階層からＣ４－①階層に該当する世帯の保育料の額は，各階層区分ごとに次の各号に定める額となります。

（１）Ｂ階層：0円

（２）Ｃ１階層

表に定める額から2,200円を減じた額の半額。また，保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目以降の保育料は０円

（３）Ｃ２階層からＣ４－①階層

表に定める額の半額。また，保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目以降の保育料は０円

３　その他の軽減

特別支援保育事業の対象となる子どもの保育料は，表や備考１及び２で定める額の半額となります。

４　年齢区分について

子どもが３歳になった年度は，年齢区分は「３歳未満」となります。

（裏面へ続きます。）

## ●１号認定を受けた子ども

| 世帯の階層区分 | | | 保育料<br>（月額：円） |
|---|---|---|---|
| A | 生活保護世帯等又は市町村民税の所得割が非課税の世帯 | | 0（0） |
| B1 | Ａ階層を除き，市町村民税の所得割額【※１】が次の区分に該当する世帯 | 77,100円以下 | 12,300（6,150） |
| B2 | | 77,101円以上211,200円以下 | 16,800（8,400） |
| B3 | | 211,201円以上 | 21,900（10,950） |

＜備考＞

１　多子軽減について

（１）Ｂ１階層の場合

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※２】が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は表の（　）内の額，第３子目の子どもの保育料は０円となります。

（２）Ｂ２，Ｂ３階層の場合

保護者と同一世帯に小学校３年生以下の子ども（小学校就学前の子どもの場合，認可保育所等【※３】を利用している子どもに限る。）が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は表の（　）内の額，第３子目の子どもの保育料は０円となります。

２　ひとり親世帯等への軽減

ひとり親世帯等【※４】であってＢ１階層に該当する世帯の保育料の額は，第１子は5,050円，第２子以降は0円となります。

【※１】

住宅借入金等特別税額控除，配当控除，寄附金税額控除，外国税額控除，配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額の計算は，これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

【※２】

保護者と同居する子どもは，特段の事情がある場合を除き，保護者と生計を一にしているものとみなします。

別居している場合でも，税法上や健康保険上の扶養状況等を勘案し，生計を一にしていると認められる場合は，生計を一にするものとみなします。

【※３】

認可保育所等とは，認可保育所，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部，児童発達支援，医療型児童発達支援を言います。

認可保育所，認定こども園，地域型保育事業所，子ども・子育て支援法に基づく給付を受けている幼稚園以外の施設・サービスを利用されている場合，在籍状況等を確認するため在園証明書の提出が必要となります。

【※４】

ひとり親世帯等とは，次の①，②に掲げる世帯を言います。

①ひとり親世帯であって現に子どもを扶養している世帯

②次の在宅障がい者（児）を有する世帯

・身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

・特別児童扶養手当の支給対象児，障害基礎年金の受給者

# 【保育料に関する本市独自の経過措置について（重要）】

国の法改正により，平成22年度税制改正による年少扶養控除等廃止の影響を避けるための保育料に関する措置が平成27年度から廃止されました。この措置廃止による影響を避けるため，旭川市では，平成27年3月末時点で保育所や認定こども園に在籍し，その後引き続き保育所等を利用している在園児に対して，次のような経過措置を設けています。

**【１対象者】**

税法上の年少扶養親族が３人以上いる又は税法上の16歳～19歳の扶養親族がいる保護者の子どもで，平成27年3月末時点で保育所等に在籍し，その後も引き続き在籍している子ども

**【２経過措置の内容】**

措置廃止の影響が及ばないよう，税額の計算時に年少扶養控除等相当分を控除して計算し，保育料を算定します。

**【３経過措置の適用期間】**

平成29年8月まで

**【４経過措置に係る留意点】**

（１）平成27年3月末時点の在園児とそれ以降入所されたお子様がいる場合，経過措置の適用状況により兄弟で保育料階層が異なることがあります。

（２）【１対象者】に該当する方は，経過措置の適用が終了する平成29年9月以降，収入状況等に変更がない場合であっても，保育料に変更が生じる場合がありますので，あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。